

守山市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき執行した令和7年度工事監査結果を同条第9項の規定により別添のとおり公表する。

令和8年2月13日

守山市監査委員 中 井 清

守山市監査委員 渡 邊 邦 男

# 随時監査（工事監査）結果報告書

## 1 対象工事名

片岡栗東線（古高工区）配水管耐震化改良工事

## 2 工事担当課等

守山市上下水道事業所 施設工務課

## 3 実施日

令和8年1月30日（金）

## 4 実施場所

監査委員室および守山市古高町地先

## 5 監査方法

守山市監査委員監査基準に準拠し、守山市工事監査実施要綱に基づき、公益社団法人大阪技術振興協会に対し技術士の派遣を要請し、起工、設計、積算、契約等にかかる文書および現場関係書類ならびに現場の施工状況が適正かつ適切であるかについて、監査委員立会いのもと、次の方法により調査を行い、その報告を受けた。

### (1) 書面監査

起工、設計、積算、契約等および施工方法、施工管理等の関係書類の提出を求め、関係人の説明を受け、調査を行った。

### (2) 現場監査

工事現場において、施工管理や安全管理、施工精度や出来ばえなどについて、関係人の説明を受け、調査を行った。

## 6 監査結果

当該工事において、提示された書類を調査し、疑問点は工事内容説明者に質問すると共に、当該工事の計画・調査・設計・仕様・積算・契約・施工管理・監理（監督）・検査等の各段階における技術的事項の実施態様について調査した。当該工事の関係書類はよく整理されており、重大な指摘事項は見られなかった。

### (1) 工事概要等について

#### ア 事業目的・計画等について

守山市の水道事業は、昭和38年に認可を受け、市民への水道水を供給するため、継続的に整備を実施している。一方、整備した配水管の中には老朽化が進行しているものがあり、今後発生が予想される琵琶湖西岸自身や南海トラフ地震等の大規模地震に対し、配水本館の耐震化の実施が必要である（基幹となる配水本管の更新）。こういった状況から、本市では配水管更新計画（平成27年度～令和16年度）を策定しており、計画的に更新工事を実施している。

## イ 工事場所

守山市古高町地先

## ウ 工事内容

開削工

夜間

- ・ GX φ 300 L=39.7m
- ・ GX φ 200 L=11.5m
- ・ HPPE・GX φ 150 L=38.3m

昼間

- ・ GX φ 300 L=259.4m
- ・ HPPE・GX φ 100 L=152.5m

## エ 設計業務委託業者

株式会社西日本技術コンサルタント

## オ 工事請負業者

今明水道株式会社

## カ 工事請負額（税抜金額）

126,400,000円

## キ 工事期間

令和7年9月16日から令和8年3月13日まで

## ク 進捗状況

70%（令和8年1月末時点）

### (2) 指摘事項について

特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

### (3) 意見・要望事項について

技術士から、調査の各項目における気がついた点や留意を要する点について、次のとおり報告があったので今後の参考とされたい。

#### ア 設計関係について

本特記仕様書には、頁が付されていない。頁を記載する必要がある。

また、市監督員に対し、特記仕様書の履行状況を確認したところ、履行の確認は行っていたが、書類として残していなかった。特記仕様書の履行は重要であるため、確認の履歴を残しておく必要がある（特記仕様書にチェックマークをつけるだけでも良い）。

#### イ 積算について

設計書等の積算に関する照査については、積算用のチェックシートを作成し、活用することを推奨する。照査の標準化につながると思われる。

#### ウ 施工管理について

## (7) 施工計画書

施工計画書を照査するためのチェックリスト作成を提案する。施工計画書の照査の標準化につながると思われる。また、滋賀県が作成している施工計画書作成要領(案)も併せて活用することを提案する。

施工計画書に記載している施工管理計画の中に、工程管理についての記載が望まれる。工程管理方法や、工程遅延等に対するフォローアップ基準(10%等)、具体的なフォローアップ対策を記載しておくことが望まれる。

ダクティル鋳鉄管等の重量物の運搬や、開削工による掘削土の搬出を鑑み、施工計画書に記載している交通管理の中に、過積載の具体的な防止対策(図・写真入り)を記載しておくことが望まれる。

土留め支保工の施工要領(支保工の計画・計画等を含む)について、記載しておくことが望まれる。

既設舗装の切断要領及び切断時に発生する濁水処理について、記載しておくことが望まれる。

## (イ) 品質管理

公共工事では、品質確保の観点から、現場施工時の段階確認の実施が重要となる。本工事では段階確認の実施は確認できたが、段階確認予定一覧表(市監督員の立会時期等を明記)や段階確認報告書が確認できなかった。今後の発注工事より、これらの提出が望まれる。

## (ウ) 写真管理

一般に工事写真については、黒板に記載している字や数値等が、明確に読み取れないとの指摘が多く見受けられる。本工事では、こういった指摘は確認されなかったが、今後の参考として1人撮り用伸縮式工事黒板を使用することにより、黒板の字がみえにくいという問題はある程度解消できる。また、黒板をデジタル化した電子小黒板を使用すれば、この問題は解消される。

## (エ) 環境管理

建設発生土に関する調査結果の報告書を提出するよう、工事請負業者に指導のこと(報告書は現在作成中)。

建設リサイクル法に関する書類(通知書)が作成されていなかった。至急作成のこと。

## エ 施工監理・監督について

工事施工調整会議(三者会議:発注者・設計者・施工者)の導入の検討を提案する。この三者会議は、設計意図の伝達や情報の共有化、工事目的物の品質確保等を図る目的として実施するものである(参考:工事施工調整会議[三者会議]ガイドライン(案)平成27年7月:国土交通省近畿地方整備局)。また、オンラインによる工事施工調整会議ができないか、検討することを提案する。

## オ 工事施工状況について

現場に掲示されている建設業の許可票について、下記の点を修正のこと。

- ① 専任の有無の標示は「有」ではなく、「専任」である。
- ② 建設業の許可票に記載する資格者証交付番号は、一級土木施工管理技士ではなく、管理技術者証の交付番号を記入する必要がある（建設業法施工規則第25条、規則別記様式第29号より）。
- ③ 再生資源利用（促進）計画書の掲示が確認できなかった。令和5年1月1日より、一定規模以上の公共工事現場において、再生資源利用（促進）計画書の掲示が義務化されているため、掲示のこと。

## カ 安全管理状況について

本工事では、リスクアセスメントによる安全管理の実施が確認できなかった。リスクアセスメントは、労働安全衛生法により努力義務化されている（平成18年4月1日施行）。また、化学物質の製造・取扱いを行う場合のリスクアセスメントの実施も確認できなかった。平成26年6月に、労働安全衛生法が改正され、一定の危険有害性のある化学物質については、業種、事業場規模にかかわらず、その対象となる化学物質の製造・取扱いを行う場合にリスクアセスメントを実施することが義務づけられている（平成28年6月1日施行）。本工事は工事途中であるため、対象となる化学物質がある場合は、工事請負業者に導入を指導されたい（厚生労働省「職場のあんぜんサイト」が参考になる）。

今後、夜間工事が実施されるため、安全管理に十分留意して作業のこと。

## キ その他の所見

近年、老朽化した管路施設に起因する道路陥没事故が各地で多発している。国土交通省の資料によれば、管路施設を現員とする道路陥没は年間約2,600件（令和4年度）に達している。一般に、敷設後30年を経過した管路は、継手部の経年劣化や腐食の進行により、道路陥没のリスクが顕在化する傾向にあると言われている。本工事は、琵琶湖西岸地震や南海トラフ地震等の大規模地震を想定した配水管の耐震化工事（老朽化による配水管の更新）であるが、道路陥没対策についても有効である。

今後、本工事で整備した配水管については、その機能を長期にわたって維持・発揮させるための継続的なメンテナンスが不可欠である。近年、維持管理の分野ではICTやAIを活用した調査技術、非開削での補修技術など、多数の新技术が開発されている。こういった最新知見を視野に入れながら、予防保全の観点に基づいた効率的な維持管理を実施されたい。

以上